

揖保川漁業協同組合内共第7号第5種共同漁業権遊漁規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、揖保川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第7号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、にじます、あまご、さつきます、いわな、おいかわ、うぐい、わかさぎ、もくずがに、すじえび、ぬまえび、てながえび、よしのぼり及びびすつぽんをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請しその承認を受けなければならない。

- 2 手釣、竿釣、たも網又は餌付かごによる遊漁の場合には口頭又はオンラインシステムで、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁申請書を提出し、組合の承認を受けなければならない。
- 3 組合は、前項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、たも網又は餌付かごによる遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第2項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
手釣、竿釣	1人1本まで
タモ網漁	1人1本まで
餌付かご	1人5籠まで

- 2 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、右欄に掲げる漁具、漁法により行ってはならない。

魚種	漁具・漁法
あゆ	コロガシ釣り（すがけ漁）、ルアー釣り

- 3 次の表に掲げる区域においては、手釣・竿釣によってする場合を除き、遊漁をしてはならない。ただし、もくずがにを対象とする遊漁はこの限りではない。

	区域
1	波賀町安積発電所取水口より上流、上野発電所にある橋まで。
2	波賀町「安賀・かしはら井堰」から下流、約 1,000m の「今市井堰」までの区域
3	一宮町杉田にある杉田橋より上流、波賀町日見谷にある火魂神社下の標柱までの区域
4	一宮町百千家満 砂出河原井堰から下流、約 450m のホケ淵にある標柱までの区域
5	一宮町福野「福野橋」から上流、同町河原田「カラスヤ井堰」までの区域
6	一宮町下三方吉野関西電力曲里発電所取水口より上流大ボキ井堰までの区域
7	一宮町田ノ尻ローリン井堰より上流新湯井堰までの区域
8	一宮町、パチンコー宮会館裏にある標柱から曲里井堰（三方川）の標柱までの区域
9	一宮町安黒堰堤上流側にある標柱から上流須行名の板橋までの区域
10	一宮町閨賀、やすらぎ小溝の排水口にある標柱から上流一宮町安積パチンコー宮会館上流にある標柱までの区域
11	一宮町西安積にある受取谷川口から上流、一宮町杉田にある杉田橋までの区域
12	一宮町染河内川下野田三山淵より下流、橋床淵までの区域
13	山崎町木ノ谷のドライブインガが裏の井堰より下流、山崎町与位の洞門にある標柱までの区域
14	山崎町川戸と新宮町香山にある盗人岩の上下にある標柱までの区域
15	山崎町さつき大橋上流の標柱から上流西五十波バス停の標柱までの区域
16	山崎町カラト アラ湯井堰から下流、宍粟橋までの区域
17	山崎町中広瀬野井堰から下流、山崎大橋上流端までの区域
18	山崎町川戸井堰の下流にある標柱から下流旧戸原橋の標柱までの区域
19	山崎町下比地の香山井堰にある標柱から下流山崎町川戸の樋門までの区域
20	山崎町生谷の生谷温泉裏の井堰から揖保川本流の合流点までの区域
21	新宮町香山笹野井堰（通称、藪下）から下流下宇原樋門にある標柱までの区域
22	新宮町下野の下野橋（新香橋）標柱より下流 500m にある標柱までの区域
23	新宮町宮裏の碑にある標柱より下流約 300m の点にある標柱までの区域
24	新宮町鶯崎の鶯崎橋上流にある井堰下流の標柱から下流島田の排水口にある標柱までの区域
25	たつの市の龍野新大橋にある標柱から上流にある標柱までの区域
26	龍野町旭橋の橋桁の上から下流龍野橋の橋桁の上までの区域
27	龍野町龍野橋の橋桁の下にある標柱から下流約 350m の龍野観光駐車場の前にある標柱までの区域
28	姫路市安富町安志、中国道上流井堰より下流、安志大橋までの区域

（遊漁期間）

第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	5 月 26 日から 10 月 31 日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
こい、ふな、うなぎ、おいかわ、うぐい、わかさぎ、すじえび、ぬまえび、てながえびすっぽん、よしのぼり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

魚種	期間
溪流魚 あまご、さつきます、にじます、いわな	3月1日から8月31日まで
もくずがに	10月1日から3月31日まで 但し、第3条第3項に定める区域においては、11月1日から3月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、あゆを対象とした遊漁を除き、ダム湖（引原ダム・安富ダム・草木ダム）での遊漁期間は1月1日から12月31日とする。
- 3 第1項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁券販売所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、ウ欄に掲げる魚種を対象とした遊漁をしてはならない。

地域	ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
1 新宮	新宮町新宮にある新北村井堰にある標柱から上流約500mにある標柱までの区域	8月1日から 8月31日まで	全魚種
2 越部	新宮町井野原にある第2排水樋管にある標柱から下流サッカー競技場南にある標柱までの区域	同 上	〃
3 小玉	佐野川出尻から下流祇園橋にある標柱までの区域	同 上	〃
4 正条	揖保川町新在家宮前にある標柱から下流揖保川大橋の上約200mの点にある標柱までの区域	同 上	〃
5 三方	もみの木口標柱から上流の区域	1月1日から 12月31日まで	〃
6 引原	波賀町引原ダムサイドから上流アパー（ごみ除け柵）を設置したところまでの区域	同 上	〃
7 安富	安富町安富ダムから上流の網場地点（ダム軸より上流約200m）から下流減勢工末端地点（ダム軸より下流約101m）までの区域	同 上	〃
8 網干	姫路市余部区と網干区との揖保川両岸における境界見通線から国道250線網干大橋上流端までの区域	10月1日から 11月30日まで	あゆ
9 余部	姫路市余部区の幡洞川の揖保川との合流点より上流フウセンダムまでの区域	同 上	〃
10 御津	御津町中島の中川にある横堰から下流にあるゲートまでの区域まで	1月1日から 12月31日まで	あゆ、うなぎ

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は次表のとおりとする。ただし、遊漁者が中学校生徒以下のとき

は無料、肢体不自由者又は女性の場合は次表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、次表に掲げる額の2分の1に相当する額を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	備考
あゆ	とも釣り	1日 3,500円 1年 13,500円	
溪流魚 (あまご、にじます、いわな)	手釣・竿釣 (ルアー、フライを含む。)	1日 2,600円 1年 7,200円	
あゆ、溪流魚	各漁具、漁法による	1年 11,400円	あゆ、溪流魚の 両年遊漁料を 同年に納付す る場合(割券)
ハエ類 (こい、ふな、うぐい、おい かわ、よしのぼり、すっぽん、 てながえび)	竿釣	1日 700円 1年 2,600円	
うなぎ	竿釣・手釣	1年 2,000円	
もくずがに	餌付かご	1漁期 1籠 1,200円	1人 5籠まで
すじえび、ぬまえび てながえび	タモ網	1日 3,000円	
全魚種	上記以外の漁具・漁 法	1回 18,000円	特別遊漁料

- 2 ダム湖(引原ダム・安富ダム・草木ダム)における遊漁料は次表のとおりとする。また第3条ただし書に規定する方法により納付する場合は前項と同様とする。

魚種	区域	漁具	遊漁料
鮎を除く魚種	引原ダム 安富ダム 草木ダム	竿釣 (ルアー、フラ イを含む)	年券 5,000円 日券 2,000円

- 3 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、止むを得ない場合は当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 揖保川漁業協同組合事務所
- (2) 組合が別に定め公表する遊漁券販売所

- 4 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁販売所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁

承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、みだりに川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期限
 - (3) 発行者名
 - (4) 注意事項
 - (5) その他必要な事項

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。